	御意見の概要	御意見に対する総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省の考え方
1	今回の「PFOS 等を含む消火器・消火薬剤・泡消火薬剤に関する技術基準の一部改正案」について、環境汚染防止と消防現場の安全確保の観点から必要性は理解いたします。しかし、案文には成果目標や KPI（重要業績評価指標）が一切示されておらず、行政裁量が広いまま運用される危険性があります。国民の健康と環境に直結する制度である以上、透明性と説明責任を確保するために、KPI の設定は必須であると考えます。 まず、本案件で必須と思われる KPI の例を以下に示します。 ・PFOS 含有消火器の技術基準適合率 ・誤基準製品の市場流通件数（年次推移） ・PFOS 代替薬剤の普及率 ・消防現場での誤使用件数 ・環境中 PFOS 濃度の年次推移 ・誤廃棄による環境事故件数 ・行政指導の件数と改善率 ・基準改正理由の公開率および審査期間の短縮度 ・中小企業の対応完了率 ・化学物質データの電子化率および三省（総務・厚労・経産・国交・環境・防衛）間のデータ連携率 これらの KPI を算出するためのデータは、総務省（消防庁：消火器使用実績）、厚生労働省（毒性評価）、経済産業省（製造・流通企業の基準遵守状況）、国土交通省（建築設備での消火器使用状況）、環境省（環境中 PFOS	御意見につきましては、今後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）の運用における参考とさせていただきます。

	濃度・廃棄物処理データ)、防衛省（基地内での PFOS 含有消火薬剤の使用状況)、企業（基準適合状況)、自治体（誤廃棄件数)、デジタル庁（データ標準化・電子化）など、複数機関が連携して収集すべきものです。縦割り行政のままでは正確な KPI が作れないため、デジタル庁との協調を必ず明記する必要があります。 行政手続法 39 条 2 項は、「公示する命令等の案は具体的かつ明確であり、題名と根拠法令の条項を明示すること」を求めています。しかし本規則案は、技術基準の判断基準が抽象的で、行政裁量の範囲が広すぎるため、国民に対する説明責任を十分に果たしているとは言えません。これは納税者の信頼を損なうものであり、関係職員の皆様には「国民にとって分かりやすい制度設計が行政の専門性の一部である」ことを改めて認識していただきたいです。厳しく責める意図ではなく、制度の透明性を高めることが行政の信頼向上につながることを理解していただきたいと思います。 また、高市政権が掲げる「外国人政策・社会保障・エネルギー・AI などの戦略分野で縦割り行政の壁を超えて連携する」という方針との整合性についても、本規則案は総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省の連携が記載されているものの、役割分担やデータ連携の具体性が不足しており、方針と一致しているとは言い難い状況です。今後は、どの機関がどの役割を担い、どのデータを収集し、どのように連携するのかを規則内に明記すべきです。 さらに、本件には成果目標や KPI が設定されていないため、以下の点を追加で求めます。政府が既に全府省庁で実施している EBPM・行政事業レビューの趣旨に照らし、成果目標および客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してください。そして、政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値、達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を	

	公表してください。KPI は欧米では一般的に使われており、必要であれば米国の EPA、CDC、HHS の担当者に確認してください。 ここで注意点も記します。客観的な成果目標や KPI は、必要と思われるものを全部並べれば良いというものではありません。記録項目が増えれば誤記載や見逃しが増え、使えないデータとなります。最小限の時間とコストで最大限の効果を得られるよう、バランスを考えて制度設計するようお願いします。KPI の設定と運用によって、少なからず人命を救う機会も生まれます。スペーシア事故のように、長期の慣れによる確認不足や手順省略が原因となる事故は多くの現場で指摘されていますが、KPI による数値の増減で危険性に気づくことができます。 また、KPI は最初から完璧である必要はありません。未知のトラブルを事前に知ることは不可能であるため、完成度 50%程度でまず設定し、2 か月または半年ごとに見直す運用を提案します。特に法学系卒の職員の方々は「制度は完全でなければならない」と考えがちですが、現実には 100%完全だと判断できる人は存在しません。だからこそ、試行錯誤を前提とした KPI 設定と改善のプロセスが不可欠です。 以上の理由から、本規則案には、透明性・安全性・縦割り行政の解消・環境保全の実効性を確保するための成果目標と KPI の設定を強く要望いたします。国民の健康と環境を守るため、妥当性の高い制度運用を進めていただければ幸いです。	
2	「永遠の化学物質」と呼ばれる対象物質について、使用を前提とした現在の省令案は極めて不十分であり例外なく使用を禁止し、未使用品も含めた強制回収と処分を義務付ける厳格な規制へ変更すべきである。また、これら有害物質の回収・処理状況について、国民への常時報告と情報公開を義務付ける条項を新設すべきである。	御指摘の『「永遠の化学物質」と呼ばれる対象物質』が指し示す範囲が必ずしも明らかではないですが、ＰＦＯＳ等を含有する消火器・消火器用消火薬剤・泡消火薬剤につきましては、ＰＦＯＳ等が使用されている製品が既に在庫等の形態で相当数量存在しており、短期間で代替製品に取り替えることは、災害時にのみ使用する性質も加味すれば困難であるため、取扱

	有事の火災への備えを理由に、環境や人体への致命的なリスクを先送りしており、以下の問題点が懸念される。 完全回収の技術的限界： 放出された泡消火剤を 100%回収することは技術的に不可能である。 田畑や河川への放出時における「回収」の不可能性（二次汚染の拡大）： 泡消火剤が放出される先は必ずしも回収が容易なアスファルトの上とは限らない。もし火災現場が田畑や河川であった場合、政府はどのように「回収」するつもりなのか。土壌の奥深くへ染み込んだ有害物質や、川の流れに乗って拡散した水を完全にすくい取る技術は存在しない。結果として、地域の農業、漁業、そして私たちの飲み水が永続的に汚染されることになる。さらに、現場の拭き取りに使用したモップ等の洗浄や処理を通じて、さらなる二次汚染が拡大するリスクも排除できない。 熱破壊（煙）のリスク： 回収された汚染物の処理には 1100 度以上の超高温での破壊が必須であり、不十分な焼却は有毒ガスを発生させ、大気汚染を引き起こす。 福島原発事故と同等の情報公開と常時報告の義務化： 廃炉作業を含む福島原発事故のその後が、新聞や映像メディアでその都度リアルタイムに報道されているように、この「永遠の化学物質の処理」に関しても、同等以上の厳格な情報公開が必要である。どこで、いつ、どのように処理（熱破壊など）されたのか、その実績と経過をその都度メディアを通じて報道発表すべきである。同時に、政府のホームページにも国民向けの専用開示項目（特設ページ）を新たに作成し、処理状況を常時国民に報告・開示することを強く求める。これらが密室で処理される限り、国民の不安や不信、不法投棄への懸念は拭えない。	上の技術基準と表示義務を設け環境の汚染を防止することとしております。

	不法投棄の懸念： 特殊な処理が必要になることで処分費用が高騰し、山奥などへの不法投棄や隠蔽のリスクが却って高まる。 代替品の存在： すでに安全な代替品が開発されているにもかかわらず、既存の危険な製品の使用・保有をダラダラと認め続けるのは政治・行政の怠慢である。一度環境に放出されれば取り返しのつかない事態になるため、未使用品も含めた即時の全面使用禁止と、国主導による強制回収・処分、そして透明性のある常時情報公開を強く求めます。	
3	1　該当箇所 概要紙「2. 改正の内容」および省令案のうち、定義規定に「長鎖ペルフルオロアルカン酸又はその塩」および「長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質」を加え、既存の技術上の基準をこれらの物質が使用された消火器、消火器用消火薬剤および泡消火薬剤にも適用する部分。 2　意見 対象物質の追加自体には賛成する。ただし、取扱事業者が自らの保有物に当該物質が使用されているかを判断できる仕組みを、省令または同時に示す運用通知に明記すべきである。含有の有無が分からないまま基準適合義務だけが広がると、屋内保管、容器点検、帳簿、漏出時の措置といった義務が形骸化する。 3　理由 改正政令（令和 8 年政令第 171 号）により、長鎖ペルフルオロアルカン酸又はその塩および長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質は第一種特定化学物質となり、これらを使用した消火器等は化審法第 28 条第 2 項の基準適合義務の対象となる。施行は令和 8 年 11 月 22 日の予定である。	(1)について 　対象物質の具体的範囲については、公布された省令（※１）を御確認ください。 　また、不純物として含まれる第一種特定化学物質については、当該不純物による環境の汚染を通じた人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときは、当該不純物は第一種特定化学物質として取り扱わないこととしています。不純物として含まれる第一種特定化学物質に該当する化学物質の取扱いは、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」（※２）の１－４②及び「不純物として第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）」（※３）を御確認ください。 ※１　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第四十二号の規定に基づき化学物質を定める省令（令和八年厚生労働省・経済産業省・環境省令第六号） https://www.kanpo.go.jp/20260918/20260918g00209/20260918g002090038f.html

	一方、経済産業省の取扱説明では、火災時等の使用には化審法上の技術基準を設けていない。義務の中心は平時の保管と漏出防止である。この仕組みが機能するには、どの製品が対象かを現場が判別できることが前提である。 過去の改正でも、消防庁通知は日本消火装置工業会および日本消火器工業会の調査結果を参照するよう求めてきた。長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質は物質群が広く、副生成や不純物としての含有もあり得る。工業会の任意調査とメーカー照会だけでは、設置から年数が経過した泡消火設備や在庫消火器を抱える事業者は判断できない。 よって、次を求めたい。 (1) 対象物質の具体的範囲と、「使用されている」に不純物・副生成を含むかの判断目安を示すこと。 (2) 製造者または輸入者に、含有の有無を取扱事業者へ情報提供するよう促すこと。 (3) 対象と判明した製品の代替、回収、廃棄の経路を関係省庁が併せて示すこと。 基準の対象を広げる以上、判別手段と移行手段を同時に示してほしい。 4 出典 e-Gov パブリックコメント案件番号 195260054（令和 8 年 9 月 1 日公示）概要紙。 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 28 条第 2 項。 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 171 号）および環境省報道発表「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の閣議決定に	※２ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（最終改正令和８年４月１日） https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_t_r080401_51_0.pdf ※３ 不純物として第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）（令和８年 10 月 26 日） https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/bat_oshirase.pdf (2)及び(3)について 御意見につきましては、今後の化審法の運用における参考とさせていただきます。

	ついて」。 経済産業省「消火器・消火器用消火薬剤・泡消火薬剤の取扱いについて」（令和 8 年 6 月 17 日改定）。 消防庁「技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項について」（令和 8 年通知）。 以上	
4	法令の施行期日において、「公布の日から起算して〇月を経過した日から施行する」と規定した場合、当該法令と施行を同じくする法令の施行期日については、括弧書きによる日付は不要なのではないか。 （参考用例） ・旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号） 附　則 （施行期日） 第一条　この法律は、『公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。』ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。 ・旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令（令和六年政令第三百八十三号） 内閣は、『旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）』第三十六条の規定に基づき、・・・この政令を制定する。 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（以下「法」という。）第三十六条の規定により、・・・費用の額とする。	本省令は、上位法令と施行日が連動する法令であり、既に当該上位法令について施行日が確定しているため、その日付を明記することに何ら支障がなく、また、分かりやすさの観点からも、日付を特定して明記しております。なお、前回改正時「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項、ＰＦＯＡ若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和八年総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）」（令和８年６月 12 日公布）の附則においても日付を記載しております。

	附　則 この政令は、『法の施行の日から施行する』。 ※受付番号 195260054418353663 の補足 より新しい参考用例があったため追送する。 ・皇室典範等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十六号） 附　則 （施行期日） 第一条　この法律は、『公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。』ただし、附則第五条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。 ・皇統譜令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百八十号） 内閣は、『皇室典範等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十六号）』の施行に伴い、及び同法附則第五条の規定に基づき、この政令を制定する。 附　則 （施行期日） １　この政令は、『皇室典範等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。』 ・住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百八十一号） 附　則 この政令は、『皇室典範等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十六号）の施行の日から施行する。』	
５	消火器を作りにくくなるのでしょうか。火事を消しにくくなるのでしょうか	今回の改正は、「長鎖ペルフルオロアルカン酸又はその塩」及び「長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質」が使用されている消火器等を化審法第 28

		条第２項の規定による技術上の基準適合義務に従って取り扱うこととされている製品として追加するものです。

このほか、以下の御意見がございました。

	御意見の概要
６	「製品の容器、包装又は送り状に表示すべき」以前に、 環境汚染・有害物質として、使用を全面禁止すべきではないのか。 今も米軍基地・自衛隊訓練場周辺でのフッ素化合物汚染が問題になっている最中だ。 「永久に分解されない物質」である化合物を、作り続けて いいわけがない。 根本的な対処を求める。
７	沖縄ではPFOSやPFOAの地下水汚染により地下水の利用に懸念を生じています。 PFOS等は発がん性の危険が懸念されており利用規制が必要と思われます。 既設消火設備を含め設備更新を強制するようにしていただければ朗報かと思います。 しかし、米軍基地などへの政令適用については課題があるのかと懸念します。 担当者の奮闘について期待しております。